

ハイライト:

- ・平成29年度税制改正について取り上げます!
- ・協会けんぽの健康保険・介護保険・雇用保険の料率に変更になります。

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶



目次:

ご挨拶	1
所得拡大促進税制の見直し	1
中小企業向けの租税特別措置の適用要件の見直し	2
法人税の軽減税率の引き下げ	2
協会けんぽの健康保険・介護保険・雇用保険の料率変更について	2

春の風が心地よい季節となりました。今から桜の開花が待ち遠しい限りです。第69号では、主に平成29年度税制改正について取り上げました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。なお、HP上の「お役立ち情報」も日々更新していますので、是非ご覧ください。

公認会計士・税理士・AFP・IT コーディネータ 中村 元彦
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

平成29年度税制改正について(法人課税関係)

平成29年度税制改正では、各種制度の見直しが行われました。今号では、税制改正の中から法人に関する内容について取り上げます。

所得拡大促進税制の見直し (>_<) (^_^)

所得拡大促進税制とは、青色申告法人で、従業員に支給する給与等を増加させた場合、一定の要件を満たすと給与の支給増加額の一定割合の税額控除が受けられる制度です。

今回の見直しでは、大企業について、下記要件の平均給与等支給額が前年度比2%以上増加した場合へと変更され、適用要件が厳しくなります。しかし中小企業については、現行制度を維持しつつも、さらに平均給与等支給額が前年度比2%以上増加した場合、税額控除割合が10%ではなく22%となります。

適用期間は、平成30年3月31日までに開始する事業年度となります。

現行制度

【出典: 中小企業庁 平成29年度税制改正の概要について】

【要件】給与等支給額の総額:
平成24年度から一定割合以上増加
【要件】給与等支給額の総額:前事業年度以上
【要件】平均給与等支給額:前事業年度を上回る



左記要件 ~ を満たす場合
給与等支給額の増加額の10%を税額控除
(法人税額の10%(中小企業は20%)が上限)

改正概要

要件、要件は、現行制度と同様

< 大企業(資本金1億円超) >

【要件】
平均給与等支給額:
前年度比2%以上増加に改正



(前年度比2%以上増加の企業)
税額控除割合12%(2%上乘せ)

(前年度比0~2%未満増加企業)
適用対象外

< 中小企業(資本金1億円以下) >



中小企業に対し賃上げに対するインセンティブを与える税制改正の内容となっています。

中小企業向けの租税特別措置の適用要件の見直し(>_<)

中小企業向けの各租税特別措置については、平成31年4月1日以後に開始する事業年度から、資本金が1億円以下であっても平均所得金額(前3事業年度の所得金額の平均)が年15億円を超える企業については適用されなくなります。以前シャープが資本金1億円への減資を検討した際、政府等からの批判により断念しましたが、課税所得が大きな法人でも資本金を1億円以下とすることにより中小企業向けの税制優遇措置を受けることが出来る現状を是正するのが目的となっています。

法人税の軽減税率の引き下げ(^_^)

中小企業等の軽減税率の特例は、課税所得800万円以下の部分については、軽減税率15%(本則19%)が適用されていますが、その期限が平成30年3月31日までに開始する事業年度までと1年延長されます。なお、法人税の税率に関しては、平成28年度税制改正において、すでに段階的引下げが決定しています。平成28年4月1日以後開始事業年度は23.4%、平成30年度からは23.2%へと軽減されます。

【法人税の税率】

		平成29年4月1日から 平成30年3月31日までの 開始事業年度	H30年4月1日以後 開始事業年度
中小企業等 (資本金1億円以下の法人) 資本金の額が5億円以上の法人の完全子法人等を除く	年800万円以下の所得金額 (軽減税率の特例)	15%	19%
	年800万円超の所得金額	23.4%	23.2%
大企業 (資本金1億円超の法人)	所得区分なし	23.4%	23.2%

協会けんぽの健康保険・介護保険・雇用保険の料率変更について

平成29年度の各都道府県単位の健康保険料率及び介護保険料率が改定され、平成29年3月分(4月納付分)から新料率が適用になります。各都道府県の料率は、全国健康保険協会のHPより、ご確認ください。<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat330/sb3150/h29/h29ryougakuhyou>

なお、健康保険組合に加入されている場合には、各組合へご確認ください。

雇用保険料率については、法律案が国会で成立した場合、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの料率が下表のとおり、事業主及び被保険者共に現行よりも1/1000ずつ引き下げられます。

事業の種類	保険料率	事業主負担	被保険者負担
一般の事業	9 / 1,000	6 / 1,000	3 / 1,000
農林水産・清酒製造の事業	11 / 1,000	7 / 1,000	4 / 1,000
建設の事業	12 / 1,000	8 / 1,000	4 / 1,000

給与計算ソフトの料率修正をお忘れなく行って下さい。

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。



税理士法人 舞 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1025

電話 03 - 3746 - 1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048 - 816 - 6180

Fax 048 - 834 - 1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

ホームページもご覧下さい。お役立ち情報を更新しています！

<http://naka-cpa.my.coocan.jp/>